

流山市指定ごみ袋（家庭系ごみ袋）の認定基準

（趣旨）

第1条 この基準は、市が収集運搬を行う家庭ごみのうち、燃やすごみ及び容器包装プラスチックの排出に使用する流山市指定ごみ袋の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定ごみ袋の種類）

第2条 指定ごみ袋は、次条に規定する要件に適合する袋で、第4条第1項又は第6条第1項の規定により、市長の認定を受けて製造されたものとする。

（指定ごみ袋の規格）

第3条 指定ごみ袋は、次の各号に掲げる規格のものとする。

（1）材 質 高密度ポリエチレン（HDPE）

（2）大 き さ ア 特大（45ℓ相当）、大（30ℓ相当）、中（20ℓ相当）、小（10ℓ相当）

寸法の詳細は別表1第1項第2号のとおり

イ その他市長が認める大きさ

（3）厚 さ ア 特大（45ℓ相当）、大（30ℓ相当）、中（20ℓ相当）：0.025mm以上

イ 小（10ℓ相当）：0.02mm以上

※測定方法はJIS Z 1702を準用すること。

（4）強 度 縦横共に29.4MPa（300kgf/cm²）以上

※測定方法はJIS Z 1702を準用すること。

（5）色 及 び 乳白色（HDPEのナチュラルが基準）の半透明

透 明 度 ※内容物が目視で識別可能な透明性を有すること

（6）印 刷 片面1色印刷とし、印刷色は燃やすごみについて黒色（DIC-581 B）、容器包装プラスチックについて緑色（DIC-572）。印刷内容は別表2のとおり。

（7）袋の形態 U形袋

（8）被認定者の表示 別表1第2項のとおり

(9) 製袋加工精度

ア 開口性：切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。

イ 臭い：フィルム内外面に異臭（悪臭）がないこと。

ウ ヒートシール強さ

(ア) 特大(45ℓ相当)、大(30ℓ相当)、中(20ℓ相当)：
17.65N (1.80kgf) 以上

(イ) 小(10ℓ相当)：14.12N (1.44kgf) 以上

※測定方法は JIS Z 1711 を準用すること。

エ 印刷はく離強さ

印刷物の残留面積 80%以上

※測定方法は JIS Z 1711 を準用すること。

オ 水漏れ：水漏れがないこと。

※測定方法は JIS Z 1711 を準用すること。

カ 外観：印刷ムラ、異物の付着、混入による汚れ、キズ等がなく、形状が均整で、切断部などの仕上げが良好であること。

2 包装用外袋は、次の各号及び別表第2に掲げる規格のものとする。

(1) 材質 ポリプロピレン等の袋

(2) 色及び透明度 無色・透明

(3) 印刷 前項第6号のとおり

3 原材料は、再生原料の使用に努めること。

4 指定ごみ袋は、包装用外袋から1枚毎に取り出せる形態とし、1セットの枚数は限定しない。

(指定ごみ袋の認定)

第4条 指定ごみ袋を製造しようとする者は、流山市指定ごみ袋認定申請書（第1号様式）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、及び登記簿謄本

- (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し
- (3) 申請者の誓約書（第2号様式）及び業務経歴書
- (4) 指定ごみ袋の販売ルート及び販売店の一覧表
- (5) 袋ごとの販売予定価格又は卸売予定価格一覧表
- (6) 各袋の仕様及びサイズ等に関する図面等及び見本品
- (7) 各袋の厚さ及び引張強度を示す証明書
- (8) 使用する顔料及びインクの成分証明書

※証明書が外国語表記の場合は日本語訳を付すこと。

- (9) 他自治体で同等の認定等を受けている場合、認定書等の写し
- 3 市長は、第1項の申請を適当と認めた場合、申請者に認定番号を付した流山市指定ごみ袋認定書（第3号様式）（以下「認定書」という。）を交付する。

（認定の表示）

第5条 前条第3項又は次条第3項による認定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、指定ごみ袋及び包装用外袋表面に、流山市が指定する袋である旨の認定番号及び被認定者の名称を表示するものとする。

（変更等）

第6条 被認定者は、認定書に記載された事項に変更等が生じたときは、流山市指定ごみ袋認定変更申請書（第4号様式）を提出し、新たに市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には第4条第2項に掲げる書類のうち、変更等が生じた事項に関連するものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を適当と認めた場合、新たに認定書を交付する。

4 前項の規定により新たな認定書の交付を受けた者は、ただちに変更前の認定書を市長に返還しなければならない。

（改善の指示）

第7条 市長は、製造された袋が第3条に規定する規格に適合しないと認められるとき、又は被認定者が認定基準に違反したと認めら

れるときは、改善等の指示及び指導をするものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、被認定者が前条の改善等の指示及び指導に従わない場合は、流山市指定ごみ袋認定取消書（第5号様式）により当該認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、虚偽の申請をした場合において準用する。
- 3 第1項及び前項の規定により認定の取消しを受けた者は、ただちに認定書を市長に返還しなければならない。

(製造等中止)

第9条 被認定者が指定ごみ袋の製造等を中止しようとするときは、流山市指定ごみ袋製造等中止届出書（第6号様式）を市長に届け出なければならない。

- 2 前項により製造等の中止を届け出た者は、ただちに認定書を市長に返還しなければならない。

(認定書の再交付)

第10条 被認定者は、汚損や紛失等の理由により、認定書の再交付を受けようとするときは、流山市指定ごみ袋認定書再交付申請書（第7号様式）にその理由を付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を適当と認めた場合、新たに認定書を交付する。
- 3 前項の再交付を受けた被認定者は、再交付以前に交付を受けた認定書があればただちに市長に返還しなければならない。

(被認定者の責務)

第11条 被認定者は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

- 2 被認定者は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、市内の販売店を確保するものとする。

(報告)

第12条 被認定者は、毎年4月1日時点での指定ごみ袋の流通について、同年3月中に市長に報告するとともに、報告時点で至近に製造した認定袋を前述の報告と併せて市長に提出しなければならない。

2 前項のほか、被認定者は、市長から指定ごみ袋の品質や流通について報告を求められた時は、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

袋の表記の変更に伴い、基準第3条第1項第2号、第3号、第9号、別表1、別表2、第1号様式及び第3号様式にについて変更する。

この基準は、令和4年11月17日から施行する。